

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令 新旧対照条文

目次

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第二条関係）	3
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）（第三条関係）	6

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行																			
<p>（営業の停止の基準）</p> <p>第五条 法第二十三条第一項の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 自動車運転代行業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める点数が、次号に規定する累積点数の算出の基礎として、当該自動車運転代行業者に付されるものとする。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 法第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十五條第二項第一号の規定による指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者又はその安全運轉管理者等若しくは法第二條第五項に規定する運轉代行業務従事者により次の表行為の欄に掲げる行為がされたことであるとき 次の表行為の欄の区分に応じ、同表点数の欄に定める点数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行</th> <th>為</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>法第五條第一項、第六條第一項、第八條第一項、第十條若しくは第十六條の規定に違反する行為、運轉代行業務に関し読替え後の道路交通</td> <td>二点</td> </tr> </tbody> </table>		行	為	点数	（略）			三	法第五條第一項、第六條第一項、第八條第一項、第十條若しくは第十六條の規定に違反する行為、運轉代行業務に関し読替え後の道路交通	二点	<p>（営業の停止の基準）</p> <p>第五条 法第二十三条第一項の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 自動車運転代行業者が次のいずれかに該当したときは、それぞれ次に定める点数が、次号に規定する累積点数の算出の基礎として、当該自動車運転代行業者に付されるものとする。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 法第二十二條第一項若しくは第二項又は第二十五條第二項第一号の規定による指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者又はその安全運轉管理者等若しくは法第二條第五項に規定する運轉代行業務従事者により次の表行為の欄に掲げる行為がされたことであるとき 次の表行為の欄の区分に応じ、同表点数の欄に定める点数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行</th> <th>為</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>法第五條第一項、第六條、第八條第一項、第九條第一項、第十條若しくは第十六條の規定に違反する行為、運轉代行業務に関し読替え後の</td> <td>二点</td> </tr> </tbody> </table>		行	為	点数	（略）			三	法第五條第一項、第六條、第八條第一項、第九條第一項、第十條若しくは第十六條の規定に違反する行為、運轉代行業務に関し読替え後の	二点
行	為	点数																			
（略）																					
三	法第五條第一項、第六條第一項、第八條第一項、第十條若しくは第十六條の規定に違反する行為、運轉代行業務に関し読替え後の道路交通	二点																			
行	為	点数																			
（略）																					
三	法第五條第一項、第六條、第八條第一項、第九條第一項、第十條若しくは第十六條の規定に違反する行為、運轉代行業務に関し読替え後の	二点																			

<p>2 二〇四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>法第七十四条の三第一項若しくは第四項若しくは第七十五条第一項第七号の規定に違反する行為、法第二十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p>	<p>四 法第十一条、第十二条、第十三条第一項、第三項若しくは第五項、第十七条第一項若しくは第二十条第二項の規定に違反する行為又は法第二十一条第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p>	<p>二点</p>

<p>2 二〇四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>道路交通法第七十四条の三第一項若しくは第四項若しくは第七十五条第一項第七号の規定に違反する行為、法第二十条第一項の規定に違反する行為又は法第二十一条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p>	<p>四 法第十一条、第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十七条第一項若しくは第二十条第二項の規定に違反する行為又は法第二十一条第二項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p>	<p>二点</p>

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務とする。</p>			
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	
(略)	(略)	(略)	
<p>百一 警備業法（昭和四十七年法律第十七号）            第四及び第七條第一項の規定に基づく警備業の認定</p>	<p>1 警備業法第四條の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査</p> <p>(削る)</p>	<p>二万三千元</p> <p>(削る)</p>	
	<p>2 警備業法第七條第一項の規定に基づく</p>	<p>二万三千元</p>	

現行

<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務とする。</p>			
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	
(略)	(略)	(略)	
<p>百一 警備業法（昭和四十七年法律第十七号）            第四、第五及び第七條第一項並び</p>	<p>1 警備業法第四條の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査</p> <p>2 警備業法第五條第五項の規定に基づく認定証の再交付</p> <p>3 警備業法第七條第一項の規定に基づく</p>	<p>二万三千元</p> <p>二千元</p>	

業務 に関する事 務	認定の有効期間の更 新の申請に対する審 査	(削る)	(略)	百六 自動車 運轉代行業 の業務の適 正化に関す る法律(平 成十三年法 律第五十七 号)第四条 の規定に基 づく自動車 運轉代行業 の認定に関 する事務	(略)	(削る)	(削る)	自動車運轉代行業の業 務の適正化に関する法 律第四条の規定に基づ く自動車運轉代行業の 認定の申請に対する審 査	(略)	一万二千元	(削る)	(削る)

業務 に関する事 務	認定の有効期間の更 新の申請に対する 審査	(略)	(略)	百六 自動車 運轉代行業 の業務の適 正化に関す る法律(平 成十三年法 律第五十七 号)第四条 、第五条第 二項及び第 五項並びに 第八条第三 項の規定に 基づく自動 車運轉代行 業の認定に 関する事務	(略)	(略)	1 自動車運轉代行業 の業務の適正化に関 する法律第四条の規 定に基づく自動車運 轉代行業の認定の申 請に対する審査	2 自動車運轉代行業 の業務の適正化に関 する法律第五条第五 項の規定に基づく認 定証の再交付	3 自動車運轉代行業 の業務の適正化に関 する法律第八条第三 項の規定に基づく認 定証の書換え	(略)	4 警備業法第十一条 第三項の規定に基づ く認定証の書換え	二千二百円	(略)

備考 (略)				(削る)	(略)
	(削る)		(削る)	(削る)	(略)
	(削る)		(削る)	(削る)	(略)

備考 (略)	百九 探偵業 の業務の適 正化に関す る法律（平 成十八年法 律第六十号 ） 第四条第 三項の規定 に基づく書 面の交付に 関する事務			(略)	(略)
	3   探偵業の業務の適 正化に関する法律第 四条第三項の規定に 基づく届出があつた ことを証する書面の 再交付	2   探偵業の業務の適 正化に関する法律第 四条第三項の規定に 基づく同条第二項の 規定による届出があ つたことを証する書 面の交付	1   探偵業の業務の適 正化に関する法律第 四条第三項の規定に 基づく同条第一項の 規定による届出があ つたことを証する書 面の交付	(略)	(略)
	千百円	千六百元	三千六百元	(略)	(略)

